

都市近郊における農家相続

——福岡県青柳村水田地帯の事例——

中 尾 英 俊

目 次

まえがき

一、調査村のあらまし

二、いままでの農家の相続

(1) 相続の行われかたとその条件

(2) 財産相続としての分家

生前贈与

(1) 農家の管理権のゆすりわたし

(2) 自家の農業を承継しない人々

四、新しい相続制度に対する農家の人々の考えかた

あとがき

ま え が き

戦後いくつかの法律が民主化の線にそうて改正されたが、その中でとくに農家にとつて大きな問題を生じたものの一つが、民法のうち親族・相続法の改正(昭和二十二年法律第二百二十二号)であることはまちがいない。「家」という考えかたが否定されて身分関係は個人が中心となり、分家、家督相続、隠居など「家」に伴う一連の制度は廃止されて相続制度も財産相続一本となり、その内容も均分相続制が原則としてうち立てられた。長子単独相続による家督相続制

が農家の財産を維持し土地を散逸させない役割を果たしてきたことは事実である。もしこの制度が破られると、多くの農家では現在の経営を維持することが非常に困難になつてしまふ。そういう意味で均分相続制は農家には適用されるべきでないという考え方が一般にあり、現実に「分けたらやつてゆけなくなるから」といつて農家は今まで通りの長子単独相続制を最上のものとし、均分相続制をはじめから否定してしまふものが多いようである。この考え方のあらわれが「農業資産相続特例法案」^(註1)であり、この法案は幸か不幸か審議未了におわつたけれども、この考えは依然として根強く残つてゐる。^(註2)

均分相続制が個人の尊厳と両性の平等を基本としてこの理念を実現しようとするものである以上、ひとり農家だけが例外であつてよいという理由はなりたない。むしろ零細な経営を維持する農村の家督相続制が日本の封建制の基盤となつていたことを思うとき、農家に均分相続を基本とする新しい相続制度が適さないという理由で問題をそらすことはできない。だが現実に農「家」は直接生産手段と労働力をあわせもつ生活協同体であつて、経営体としての性格をもつており、戸主や家長はなくなつても農業経営の責をおう「経営主」は必要であり、財産を管理し家族を代表する「世帯主」は存在する。のみならず、現在の農業経営が主として家族労力に依存する以上、この二つは必然的に結びついてくる。土地私有が否定されるか生産様式が全くかえられるかしない限り、経営体としての「農家」を破壊することができず、一定規模の経営を維持することが、新しい相続制度による農家の財産の分割と矛盾をきたすように考えられるのは当然であらう。

財産の分割といつても「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の職業その他一切の事情を考慮してこれをする」(九百六條——以下特別にことわりのないものは改正後の民法をさす)のであつて、きわめて抽象的

な、いわば巾のひろい規定がなされており、必ずしも現物Ⅱ素材の分割を必要とするものではなく、価値Ⅱ権利の分割を意味するものである。「相続といへば、通常、あとの長男一人が家の全財産をうけつぎ、ほかの者には関係がないもの」というように思つていた従来の考え方からすれば、全く見当のつかない相続が出て来たのであり、戸主が家督相続によつて家の財産および之に附着する一切のもの——家族に対する支配権、系譜その他——を承継する、いわば人格もしくは地位を承継することが相続であるという考えかたは、財産相続一本になつた現在ではもはや相容れられない。^(註4)そこで相続とは、「人の死亡によつて一定の人が、その財産上の法律関係を一括して承継すること」と一般に定義される。ここで相続の定義について深く立入る余裕はないが、とくに問題にしなければならぬのは財産の移転であるから、もう少しかんたんに、相続を「人の死亡によつて特定の親族間に財産権が移転すること」と規定しておこう。

農家の財産を管理し経営を管理する者が死亡すれば、それと同じ生産手段——家屋を含めて——によつて農業経営を維持するためには、当然そのあとをついで財産ならびに経営を管理する者が必要である。この管理者はふつう「世帯主」と呼ばれる。世帯主は元来法律上のことばでなく実生活に即して生れたことばであり、以前の戸主とは必ずしも一致せず、現実の家族協同体の代表者であり、財産を管理し、農家の場合には農業経営の任にあたる。世帯主の死亡によつてその家産の全部もしくは大部分を管理する権利を新しい世帯主が取得し承継するのだから、この限りにおいて世帯主としての地位の相続ということが成り立つ。だが財産の管理権は必ずしも世帯主の死亡によらなければ移転しないものではない。世帯主が老廢・事故その他の原因によつてその生前に財産の管理権を家族のうちの誰か一人にゆすり、世帯主としての地位が承継されるということはいくらもありうることである。いわば旧法（明治三十一年法

律第九号をいう）における隠居と非常に似たかたちが行われるわけである。世帯主がその地位をひき、財産ならびに経営の管理権をゆずることは、かりに形式的な所有権の移転が伴わないでも、これを生前贈与だとみなすことができる。旧法には分家の制度があり、それは必ずしも財産の分与を必要な条件とはしなかつたが、事実上分家の経済的基礎は本家からの贈与によるが多かつた。旧法では分家に関するこまかな規定はなかつたが、これを「生前贈与」という形でとらえた。（旧法第七條）つまり分家は財産相続なのである。分家制度のなくなつた現在でも、独立した生計を営むことをふつう分家といつて、この慣行は余りにも多く行われる。そしてそのとき財産をいくらか分与されるのがふつうであるが、これを生計の資本としての贈与として旧法と同じ趣旨が新法にもとりいれられており（第九百三條）、生前贈与は相続財産の前わたしであるといふことができる。

新しい相続制度のもとでは、相続人は、そのすべてが共同又は分割して相続するか、相続人中一人又は数人が相続してその他の者は権利を放棄するか、二つに一つの道をとらなければならない。それも共同相続人のそれぞれの生活上経済上の条件によつて決定されるのであつて、たんに相続発生時期の偶然的な事情によつて左右されるものではない。この共同相続人の生活上経済上の条件の必然的な前提となるものが生前贈与だと考えられる。いいかえれば生前贈与は分割相続するための、もしくはしないための準備行為なのである。もちろん生前贈与が不動産や金銭の形で行われるとは限らないし、各相続人に贈与がなされてもそれが完全な財産の均分化を前提としているとは限らない。だが農家では自家の農業を承継しない相続人や、全く土地家屋の贈与をうけない相続人に対して、何らかの形で財産の一部の贈与を生前にうけることは余りにもしばしば見られるところである。ところが農家の財産を分けるといつてもそのかたちや可能性の問題は決して一律ではない。その土地の地理的経済的条件やそれぞれの農家の経済的社

会的條件によつてちがつてくるし、あらゆる場合について考えてみなければならぬ。

ここではこの問題を都市近郊の性格をもつ水田地帯の農村についてその例を求めた。以下述べるのは福岡市近郊にある青柳村の一水田部落「今在家」^{いまざいけ}における調査の報告である。現在あるすべての農家について、いままで農家の相続がどんな形で行われたか——長子単独相続制が厳として行われて、それ以外の子は無一物で家を出てゆかなければならなかつたかどうか——そしてそれがどんな條件のもとに行われて、その後の農業経営にどのような影響を与えたかを考察し、その社会的慣行と経済的基礎を明らかにして、ついで農家が新しい相続制度に対応する前提としての生前贈与がどのように行われているかを検討した。すなわち第一に、農家の財産管理権（経営管理権もふくまれる）がどのようににゆずられるかということ、第二に自家の農業に従事しない、当然に財産の管理権も承継しない人々が、どのようにに財産の一部を分け与えられ、生計の道を何に求め、どう独立し或いはしようとしているかを調査した。このような客観的な條件のもとに、農家の人たちが新しい相続制度にどう対応しようと考えているかについて、世帯主に限つてきくことができた。このいろいろな條件によつて、この部落の農家が今後具体的にどのような相続形態をとるであろうかということは大体推定できるのではないかと思うのである。新しい相続制度のもとにおける相続発生のもとの具体的なケースがあればよいのだが、幸か不幸かこの部落ではまだ発生していないということをはじめに断つておかなければならない。

註1 第一国会（昭和二年五月―十一月）に提出されたが衆議院で審議未了となり、その後内容に相当の修正が加えられて第五国会（昭和二年三月―五月）に提出され、衆議院は通過したが参議院で審議未了のまま終つた。

註2 例えば、宮崎孝治郎「民法改正と輿論」（法律時報二三の一、三一頁以下）、福武直「農地相続と次三男の問題」（季刊農業問題第一一号五五頁以下）など。

註3 末川博「相統制度と現実との妥協点としての遺言」(穂積先生追悼論文集『家族法の諸問題』三四九頁)。

註4 穂積重遠著『相統法』一四頁以下。

なおこの問題に関して山中康雄「相統は地位の承継か」(穂積先生追悼論文集『家族法の諸問題』所載)参照。

註5 青山道夫著『身分法概論』二五五頁。

一、調査村のあらまし

福岡県粕屋郡青柳村は福岡市の北約四里の地にある。酪農、果樹をもつて有名な多角経営の行われる都市近郊農村である。国鉄鹿児島本線古賀駅から南へ二軒余、村の中央を流れる青柳川で東部と西部の二地帯に分れる。東部は水田地帯で米麦作を主とし、西部は丘陵性の畑作地帯で米麦とみかん栽培が併せ行われている。農家戸数三七五戸で総戸数の七八%にあたる。農家の兼業率は四一%で、粕屋郡平均六一%、福岡県平均五九%にくらべるといくらか低い。農家総数のうち六二%にあたる二四三戸が耕地一町以上を経営し、二町以上経営する農家は二〇%に達し、一戸当り平均経営面積は一町二反になる。

今在家部落は東部水田地帯にある総戸数約四〇戸、農家戸数三二戸の部落である。水田面積三六町八反、畑面積九町八反で水田と畑の比は四対一で圧倒的に水田が多い。したがって作物は米麦を主とすることはいうまでもない。いまこの部落のあらましを見るならば第1表の通りである。

ここには経営耕地五反未満の農家はわずか一戸であり、(それも戦後の新設農家であつて自作農創設以前は三戸を数えた)、部落全体農家一戸についての経営耕地は比較的大きい。戦前の土地所有を見ても巨大な村内地主はなく、一、二の村外地主がこの部落内における貸付耕地の多くの部分を所有していて、村内で貸付耕地をもつていたものは

第1表 經營耕地区分による農家のあらし

			經 營 耕 地 面 積					
			5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 1町5反未満	1町5反以上 2町未満	2町以上 3町未満	3町以上
戸 数			1	8	9	7	4	3
農 家 一 戸 当 り	家 族	口者 從事者 住從出 現業兼他	4.0 2.0 1.0	5.9 2.5 0.6	5.8 3.5 1.0 0.4	7.4 2.7 0.3 0.3	6.8 4.0 0.2	7.8 4.3
	年大 原山	雇(人) 畜(頭) 動機(台) 面積(反)		0.2 1.3 0.5 0.8	0.3 1.2 1.0 0.2	0.7 1.7 0.9 3.5	0.8 1.3 1.3 0.4	2.0 2.7 1.3 8.3

〔註〕 数字はすべて昭和26年9月調査したときのものである。

わずかであつて、その面積は全耕地の一割にすぎず、一戸の農家のもつ貸付地の最大のもは二町であつた。部落内における小作地（村内地主と村外村主のもの貸付地の合計）は全耕地の四分の一であつたから、残りの四分の三は各農家の自作地であつたわけで、農家一戸の所有耕地の最大のもは五町であつた。所有關係別に見ても純小作は二戸にすぎず、多くは自作もしくは自小作であつた。戦後の自作農創設によつて大部分が自作化し、現在小作地を有する農家は四戸で、それぞれの農家における小作地の割合はその經營耕地の一割程度にすぎない。部落の殆どが平坦地であるためか巨大な山林支配者もなく、ただ二町歩の山林を所有する農家が一戸あるほか、約半数余りの農家が一反ないし四―五反程度の山林をもつてにすぎない。

全耕地の八割以上が水田であるだけに、水稻・麦（小麦・裸麦）および菜種作が殆どで水田の利用度はほぼ二〇〇％に達する。従つて農家の農業収入はこれらに依存しないわけにはいかない。畑地は蔬菜栽培に利用され、甘藷・馬鈴薯・大根・豆類などを主とし、そのほか、いくらかの蔬菜が栽培される。元來は自家消費用としてつくられており、現在ではいわゆる「野菜づくり」農家はみられないが、戦後は或

程度蔬菜栽培に力をいれられるようになった。すなわち戦争中、隣の古賀町に工場がつくられ、病院（療養所）がかけられるに及んで、古賀町から距離の一番近い今在家部落はこの新しい消費市場に対して蔬菜供給地帯となった。事実古賀駅から一軒ばかりの地点にあり、村の玄関口にあたるこの部落は地の利を占めて、戦後の食糧不足の時代には福岡市、或いは遠く北九州地域の都市居住者にとつて、まことに「ありがたい」ところであつたわけである。戦後とくに農家の経営面にあらわれたいろいろの変化について、この事情は無視することができない。現在でもこの部落の蔬菜は、とくに古賀町の療養所に「新鮮な」野菜を供給する役割を果している。

現在一五戸の農家に乳牛が飼養されており、これらの農家は村酪農組合に加入し、牛乳の処理は組合を通じて行われる。組合はすでに牛乳処理場、バタ加工設備が完成し、生乳は福岡市の一部、古賀町などに市販として出される。大家畜は牛が大部分で、一戸平均一頭を上まわり大家畜をおかない農家は一戸あるにすぎない。もう一つつけ加えておかなければならないのは養鶏で、全農家のうち鶏をおかない農家は殆どなく、最高四〇〇羽を筆頭に五〇羽以上飼養する農家が六戸、鶏卵は福岡市に出荷されるが、さきの療養所にもなくてはならぬものになつている。このほか二分の一ばかりの農家は、いくらかの果樹園をもつていて柑橘の栽培が行われているが、夏柑を主とし（小竹・青柳部落）におけるように大規模なものではない。

つぎにこの部落における農家の家族構成の面を明らかにしてみよう。ここには複合家族は一戸もない。そして農家一戸当りの経営耕地面積の割合には家族人口は多くない。これは経営耕地一町未満の農家ではそれほど明らかではないが、二町以上となると他の地帯との差がはつきり出てくる。同じ福岡県の中でも、水田米麦地帯でしかも都市の影響の比較的少い三潞郡みづはなや、また山間地帯の八女郡やめでは、経営耕地が大きい農家では一戸当りの家族人口が多く、経営

耕地の増大とともに家族人口の増加する率が大いに反して、この部落および村全体については、その増加する率がそれほど大きくはなく、同じようなことが粕屋郡全体或いは福岡市の南に接する筑紫郡についてもいえる。(第2表の(1)——ただこの比較は、各郡の数字が昭和二十一年四月の農家人口調査によるもので、比較するには多少時間的な差があるため、これを他の各郡の代表的な村における昭和二十五年三月の調査による数字と比較してみると——第2表の(2)——そうちがつた結果はでない)。これは都市に近いため、大きな経営でも家族の一部が他の産業に流出して家に留まることが少いためであり、それは他の産業に従事する機会が多いからである。またこのことは、家族人口の割合に耕地が大きいことを意味するもので、水田の反当収量がそれほど大きくもなくまた特殊の蔬菜栽培の行われない本部落でも、都市に近いという事情のもとに、農家の経済的條件が比較的恵まれているとい

第2表 (1) 農家一戸当り家族人口 (昭和21年4月)

	5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 1町5反未満	1町5反以上 2町未満	2町以上 3町未満	3町以上
今青柳家	4.0	5.9	5.8	7.4	6.8	7.8
青柳村	5.1	5.6	6.3	7.0	7.5	8.0
粕屋郡	5.3	6.0	6.7	7.1	7.6	9.0
筑紫郡	5.1	6.4	6.8	8.2	8.6	8.3
三八女	5.5	6.3	7.0	8.2	9.4	9.5
福岡	5.7	6.7	7.5	8.4	9.3	10.5
岡平郡	5.2	6.1	7.1	7.7	8.8	8.6

(2) 農家一戸当り家族人口 (昭和25年3月)

	5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 1町5反未満	1町5反以上 2町未満	2町以上 3町未満	3町以上
今青柳家	4.0	5.9	6.0	7.6	6.8	7.8
青柳村	5.1	5.6	6.3	7.0	7.5	8.0
粕屋郡	5.5	6.2	6.9	7.4	8.9	—
筑紫郡	6.2	6.7	7.0	8.0	8.8	—
三八女	5.9	7.7	8.5	—	—	—

- 〔備考〕 1. (1)(2)とも他出者を含まない。
2. 青柳村の数字は昭和26年世界農業センサス、その他の各村は、昭和25年3月、農業総合研究所九州支所が行った福岡県農業実態調査の結果による。〔福岡県農業実態調査報告〕第一輯、昭和25年8月、福岡県経済部農政課)

第3表 兼業農家の比率（各階層別戸数に対する％）

	5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 1町5反未満	1町5反以上 2町未満	2町以上 3町未満	3町以上
今青日木串	100	75	77	43	25	0
在柳佐室毛	87	46	64	26	20	5
家村村村村	90	76	82	55	28	—
	74	23	20	20	0	—
	78	80	68	—	—	—

第4表 今在家部落農家の現金収入のうち農業収入の占める割合別戸数
(32戸—昭26年9月)

	5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 1町5反未満	1町5反以上 2町未満	2町以上 3町未満	3町以上
9割以上	—	1	3	4	4	3
7割以上	—	5	5	3	—	—
5割以上	—	1	1	—	—	—
5割未満	1	1	—	—	—	—

うことができる。

つぎに兼業農家はこの部落では一八戸あり、全農家の五六％となつて必しも少いということとはできない。第3表に見られるように同じ福岡市近郊の日佐村（筑紫郡）とは非常に似た傾向を示している。

村全体として農家の兼業率が高くないのは、主に西部果樹地帯に専業農家が多いためであろう。兼業農家の割合は農家の経営耕地が小さくなるとともに高くなり、兼業の内容は殆どが賃銀労働（純然たる賃労働のほかに役職員勤務を含む）であり、自家営業はわずかに四戸、それもみな建築業（大工）である。兼業があるということはいうまでもなく農業以外からの現金収入があることであつて、農家における現金収入のうち農業からの現金収入の割合をみると第4表のようになる。比較するのには余り適當ではないが、前の表で比較した三ヶ村では農業からの現金収入が七割以上を占める農家は全農家の五〇・一六〇％、五割に満たないものは同じく二〇・一三〇％であるのに対し、この部落においては農業からの現金収入が七割以上を占める農家が全農家の八八％であり、一方五割に満たないものは六

％にすぎないということは、著るしい特色といわなければならない。また兼業率が低くないにもかかわらず、農業が

らの現金収入が農家の現金収入の圧倒的部分を占めるということは、著しい商業的農業の発展を示すものであると同時に、商業的農業の発展は農家の資産が動産化される可能性の大きいことを物語るものである。

註 6 昭和五年水稻の反当収量は、福岡県全体で二石四斗、粕屋郡二石三斗、青柳村二石三斗、今在家では二石五斗で、例年三藩郡地方の反当収量三石という数字には到底及ばない。(福岡統計調査事務所発表による。)

二、いままでの農家の相続

まずはじめに三二戸の農家についてその発生のをたどつてみると、父祖四代以上定住する農家(以下世襲農家という)は一八戸ある。(第5表の(1))。残りの農家はその後の世代に分家したわけで(このような農家を以下分家農家という)これを現在の経営規模別に見ると一町五反から二町にかけて世襲農家が集中し分家農家はそれより以下に多い。(第5表の(2))。明治一九年の調査ではこの部落(当時今在家村)の戸数は三一戸となつてゐるから、現在の世襲農家一七戸を差引いた残りの十数戸がその間に離村していることになる。耕地は同じ調査では、田三五町三反、畑四町二反であるから、現在まで田はそう増加しておらず、畑は二倍以上になつたが、全体として甚だしい増加ではない。

つぎに分家発生の時期を見ると、明治年間と大正年間がほぼ同数で昭和に入つて急に減つてゐる。(わずかに二戸で、そのうち一戸は戦後に属する。)これは昭和年間に入つて農地分割を伴う分家が減つて、分家する者はみな他産業に職を求めたことである。分家農家一五戸のうち他村もしくは他部落から分家移住してきたものが五戸で、一〇戸はみな部落内の分家である。この一〇戸のうち現世帯主の代に分家した農家が七戸あり、残りの三戸と他から移住分家してきた四戸の農家は、みな現世帯主の父または祖父の代に分家したものである。

第5表 (1) 世襲・分家別農家と所有耕地

農家番号	所有耕地面積		世襲・分家別		相続種類別		兼業の有無
	昭和20年8月	昭和26年8月	本家	分家	隠居	死亡	
1	43.4 ^反	43.4 ^反	○		○		
2	49.1	37.0		父	○		
3	38.9	32.2	○	父	○		
4	12.0	28.7		父現		○	○
5	13.4	26.0					
6	9.7	21.9	○	(父)		○	
7	21.6	21.6				○	
8	10.0	19.3				○	○
9	22.3	18.8	○		○		
10	13.6	17.9	○			○	
11	16.6	17.6		祖	○		
12	21.5	17.2	○		○		
13	6.5	17.9	○			○	
14	15.0	15.0	○		○		○
15	13.8	14.2	○			○	
16	12.1	14.1	○			○	
17	12.1	13.9		(祖)		○	○
18	6.7	16.7		(父)		○	○
19	13.1	13.1		(祖)	○		
20	4.3	12.3		(祖)		○	○
21	5.0	12.3		現現			○
22	2.5	11.5				○	
23	9.5	10.1	○		○		○
24	3.3	9.7	○	現			○
25	14.0	12.1			○		○
26	5.0	9.4	○			○	○
27	7.9	9.2	○			○	○
28	—	7.1	○			○	○
29	11.5	11.5		現現			○
30	7.0	7.4					○
31	4.4	5.5	○	現		○	
32	—	3.3					○

都市近郊における農家相続

- [備考] 1. 分家の祖は祖父の代、父は父の代、現は現世帯主の代に分家したことを示す。()をつけたものは部落外から分家移住してきたものである。但し5, 7, 8, 9, 12, 14, 16, 20番各農家については現世帯主の父を中心とする。
2. 相続種類別は上記八戸の農家については現世帯主の父、その他の農家にあつては現世帯主が、その前戸主の隠居によつて或いは死亡によつて相続したことを示す。

二一〇

第5表 (2) 世襲・分家別農家の経営規模別戸数

	5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 1町5反未満	1町5反以上 2町未満	2町以上 3町未満	3町以上	計
世襲農家	0	5	3	6	1	2	17
分家農家	1	3	6	1	3	1	15

(1) 相続の行われかたとその條件

いままでは農家の相続（この場合は家督相続に限る）がどのような條件のもとに、どのようにして行われてきたかについてそれぞれの農家について検討してみよう。現世帯主の代に分家した七戸の農家はこの場合当然除かれる。

いうまでもなく旧法には、隠居という特殊な相続制度があり、それも全国的には明治年間よりは次第に減少の傾向にあつたが、^(註8)ここではどういふ割合を示しているか。二五戸の農家を民法改正前、戸主であつた者または前戸主で隠居してなお現在生存する者についてみると、一〇戸の農家で隠居による相続が行われている。ただこのうちの二戸は入夫婚姻による妻からの相続である。ふつうの父の隠居による相続の場合の相続人の年令は大体三〇才から四〇才の間で、そのときに未婚のものはひとりもない。大体嫁をもらつて家長の見習を少くとも二、三年はやり、三〇才をすぎると大体家長としての資格ができ、一方父親も六〇才（隠居のできる年令）をすぎるので、法的な届出をして家督を相続するということになる。これは全国的な慣習と全く同一で、嫁をもつて三〇才程度以上であるということが隠居相続するための必要な條件であるが、子女のあるということは必ずしも必要な條件ではない。（この例でも子女のあるのは六戸を数えるにすぎない。）ただ隠居は届出をしなければその効力を生じないので、隠居の時期というのは届出をした時をいうのであるから、実際に農業経営の管理権をゆすり家政から隠退したときとは必ずしも一致しない。したがつて隠居相続をせず前戸主の死亡によつて相続した人々のうちでも、相続人は四〇才近くになると、みな農業経営に関する限りその実権（作付計画とか作物の販売とか）をゆずられている。

相続人は原則として長男であるが、長男の早逝やそのほか事故の場合を除いてなお例外があらわれている。9番農家では長男は廃嫡の手續をして昭和一五年に親戚先の養子となり、二男が推定家督相続人となつた。（だが家督相続は

しなかつた。) 21番農家の長男も養子にゆき、30番農家の長男は分家しているが、どちらも民法改正後のことであるのでここでは一応問題としては取上げない。だが形式的には長男が家督を相続したが、實質的には自家の農業は二男が承継している例があり、21番農家がそれである。戸主の生前長男が耕作地の約半分を戸主の隠居によつて相続し、その家の近くに家をたててもらつて別居独立した。一方隠居した父は隠居分として留保した分を二男に与えて、自分は家族の一員として二男とともに分家の手続をして、そのままその家で生活している。もちろん、これも例外的であり、完全な末子相続だとはいえないが、早く成長した長男から他出独立させるということは、この農家の経済的條件が恵まれていることによるものであつて、末子相続の行われた生産力の低い山村・漁村のそれとは非常に趣きを異にする。^(註9)

隠居による相続が行われるか否かは経営耕地には関係がないように見られる。だがここで注目されるのは現世帯主の代に分家農家を出した農家では、殆どが隠居による相続が行われていることである。したがつて戸主の生前に二男に土地財産のうちいくらかを与えて残りの分を長男に相続させるか、或いは戸主が隠居するにあたり自分が留保した分を二男に贈与したのであつて、分家による土地の贈与が一般に遺言によるものでなく、また父の死後兄から弟に贈与されるものでもなく、父の生前に行われたものだということが推定される。それを実証する例があらわれている。すなわち12番農家で、戸主が隠居するにあつて財産の半分近くを留保し、のち家族の一員として二男とともに分家別居している。それは、「二三男を分家するには七分三分の名儀ありて家産惣額の三分に過ぎざるを例とす」^(註10)の一般であつたようで、それでは二男の取得する分がごくわずかなものとなるから、相続財産を半分長男に与え、残りのうち三分を二男に、そして二分を自分自身の分としておき、自分は二男に扶養してもらうという意味あいである。

分を二男に贈与し、大体二男の相続分を長男のそれとほぼ同じ程度にするのであつた。このことはまた後に分家のところでふれるが、二三男に贈与する分の七分三分の不文律に対して、きわめて合法的に均分に相続させるために、隠居した前戸主が二男について分家するという形をとつたのである。

隠居相続はこのように家督相続人以外の子に財産を分け与える方法としてここでは活用された。そのほかに特別の効果はないが、不況時代に経営の不振を打開するために、父が隠居して何もかも子にまかせてしまつたという例もある。

註7 明治一九年土木帳による。『福岡県史資料』第三輯 七八一頁。

註8 中村治兵衛「旧相続制の統計的分析」『農業総合研究四の二』。

註9 末子相続については、中川善之助著『相続法の諸問題』七三頁以下参照。これに述べられているのは殆どが生産力の低い、かつ、経済的に恵まれない地帯の例である。

註10 『全国民事慣例類集』筑前国早良郡、那珂郡。この粕屋郡一帯も大体この標準が原則であつたようである。

(2) 財産相続としての分家

つぎに部落内で分家した一〇戸の農家について検討してみよう。この一〇戸について分家の時期ならびに分家によつて取得した耕地についてみると第6表のようになる。

これによると大体二五才から三〇才までの間に分家しているが、この分家の時期は法律上の分家であつて、必ずしも事実上の分家——本家からの経営の独立——を意味するものではない。したがつて分家による取得耕地についても、分家時期より以前に、すでに贈与によつて取得した例もあるし、逆に事実上耕地は分割されながら登記はすつとおくれて、所有権の移転したのは分家後何年かたつた後という例もある。この分家による耕地取得分は本家の取得分

第6表 分家(部落内)農家

農家番号	*本家	分家年代	分家のもと	父の関	父の関	父の関	父の関	父の関	父の関
11	13	明	27	男	4.2	-			
2	1	明	27	男	21.7	28.5			
4	15	明	3	男	5.2	7.6			
30	17	大	3	男	2.5	3.9			
29	12	大	9	男	16.1	20.5			
5	3	大	11	男	33.6	23.3			
21	26	大	14	男	2.0	2.1			
22	16	大	15	男	-	9.0			
25	2	昭	19	男	16.4	21.5			
32	30	昭	25	男	3.3	7.0			

〔備考〕 * 分家を出した本家の農家番号である。

とは余り甚だしい差はなく大体六分四分の割合を示している。だがこれは所有する耕地についてであつて、現実に耕作している土地についてはない。したがつて二、三の農家ではその所有耕地の一部或いは大部分を貸付けていたし、二、三反程度に耕地が分割された農家にはこのほかにいくらかの小作地をもつていた。

今少し具体的な個々の例についてみよう。はじめにいつておかなければならないのは、2番農家は1番農家から、30番農家は17番農家から分家した農家であるが、同時に25、32番農家に対してそれぞれ本家の関係にあることである。そして32番農家は民法改正後の分家であるから、法的な分家ではなく、昭和二五年に実際に家を構えて独立した。

まず25、29番両農家はどちらも分家によつて取得した耕地よりも、現在所有する耕地の方が減少している。25番農家は昭和二二年自作農創設により、29番農家は昭和一八年にそれぞれ農地をうりわたすか、もしくは解放している。どちらの世帯主も戦前は公職に勤務し、その所有地の大部分を貸付けていたものである。そして25番農家では相続時期よりも約二〇年前にすでに土地の贈与が行われている(世帯主の父が二男である本人の名義で土地を購入している)のに反し、29番農家では土地の贈与は分家後一五年たつて行われている。これは事実上耕地を分与されながらも、移転の登記がおくれてなされたことを示すものであるが、このように分家のときに必ず土地登記が行われるということはいえないのである。(前掲第5表参照)

さてこの25、29番両農家の分家によつて取得した耕地を分家の時期における本家の取得した耕地と合計すると、どちらも所有耕地は三町五反を上まわり、分家を出す前（共に大正中期）の本家2、12番農家は、この部落ではもちろん全村でも、最も耕地の大きな層に属していたことが知られる。同じようなことが5番農家とその本家の3番農家についていえるわけで、ここでは本家分家の取得耕地合計五町以上となる。

このような農家ではその所有する耕地は多く、分割することは比較的容易であるが、そのほかの農家では同じように本家分家の取得分を合算しても、一町三反を最高としてあとは一町に達しない。所有地に関する限り耕地を二分して有り余るという農家ではないが、そのほかにいくらかの小作地があり、そしてその小作地を次第に自作化して所有耕地を増大していったのであることは、第5、6両表によつて知ることができる。そして耕地に関する限り、戦後の自作農創設により飛躍的に所有地が増大して自作農に転化している。これは本家分家ともに見られる現象であり、このうちわずかな例ではあるが、所有耕地面積において、本家をしのぐ分家があらわれてきている。

また、いくつかの、とくに所有する耕地が一町に満たない程度の農家では、兼業をもつていた。兼業といつても殆どが他家の農業労働に従事するのである。現在では村内の年雇に村内出身者はなく、また村内農家の家族で他農家の常雇となるものは殆ど見ないが、昭和初期までは村内或いは隣村の農家の常雇となる者がいくらかでも見られたのであり、とくに他家に常雇となつていた二男又は三男が三〇才近くになると家に帰り、いくらかの土地を分与されて独立分家し、その後も自家の農業のほかに主として農業の賃労働に従事したのである。それだから所有耕地が二反、三反であつても共倒れすることがなかつたのである。

さきに、隠居した前戸主が二三男と一しよに分家するという例をあげておいたが、これは必ずしも全国的に稀有な

例ではないようである。すでにのべた12番農家から分家した29番農家と同じように25番農家もほぼ似ており、隠居した父が分家した二男のもとで生活している。これは25番農家の世帯主が軍人であつたため、戦後帰農するまで耕地の一部を——その大半は貸付けていた——耕作するために父母が一緒であつた方が好都合であつたかも知れない。29番農家にしても同じような理由が考えられる。もう一つ、これもさきにあげた21番農家と三つの例を見ると、本家と分家と、つまり兄弟の年令がみな一〇才以上離れていて、早く長男が農業労働に従事し、なお二男が幼少でかつ父が壯年であるときに、長男を独立させる分家の形がとられたと考えることができる。

このように農地の分割を伴う部落内分家の行われた農家の家族の状態を見ると、共通していることは子の兄弟の数の多くないことであつて、その数は二名か三名である。三人兄弟ある家でも一人は早逝して実際に耕地を分与されるのは二人だけであり、ただ一戸は兄弟三人ある中で一人が海外に移民して、残る兄弟二人に耕地が分割されている例がある。いずれの場合でも耕地が三人以上に分割されている例はなく、子の兄弟の数の多い家では、それぞれの子に耕地を分割することは結局零細化を来すことになるので、耕地に関する限り分割は行われていない。

三、農家の新しい相続制度に対応する方法としての生前贈与

いままでそれぞれの農家について相続がどのように行われてきたかをみてきたが、そこにはいくつかの分家が行われ生前贈与が行われていた。そして土地財産が戸主の生前に相当程度贈与されているのを知ることができた。このような社会的な慣行をつくつた経済的基礎の上に立つて、この生前贈与を農家が新しい相続制度に対応する方法（前提）としてどのように活かしているかを知らなければならない。ところが現在は戸主というものはなく制度としての分家

も隠居もない。だが農家の家産を管理し経営も管理する世帯主が経営から手をひき、家産の管理権（或時は同時に所有権も）を子のうちのだれかにゆずりわたすことはいくらでもありうることであり、また世帯主の生前にすべての子か、もしくは子のうち何人かに財産を分け与えることは少いことではない。そこで農家の世帯主を中心に相続財産の前わたしとしての生前贈与を二つに分けて検討した。

第一に、農家の世帯主が生存中に家の財産の管理権（当然に農業の管理権もふくまれる）をだれか特定の子にゆずることがその子に農業を一括してうけつがせることの前提だと考えられるので、世帯主の地位をめぐる父と子との関係をみることである。もちろんその場合に世帯主が父であろうと子であろうと、子のうち二人またはそれ以上が農業に従事しており、かつ耕作分が指定されているような場合は（耕地の一部について耕作の管理がまかされる）、土地分割の前提だといえることができる。第二には、このように自家の農業を承継しない子がいくらかの土地を分け与えられているか、或いは「婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与」がそのほかの動産の形で行われているか、をみることである。そしてこの二つは形式的には旧法の隠居と分家に殆ど同じだといえることができる。

（１）農家の管理権のゆずりわたし

さて至三二戸の農家のうち父の年令が五〇才（以下年令はすべて満年令である）以上で、二五才以上の男子（世帯に居ないものを除く）のある農家を数えると一二戸ある。これを世帯内における関係から見ると第7表のようになり、父が世帯主であるもの四戸、子が世帯主であるもの八戸で、子は世帯主であると否とを問わずみな農業に従事している。これら子である世帯主は例外なく既婚者であり、最低年令は二八才である。大体既婚でほぼ三〇才に達すれば世帯主としての資格ができて父から一切をまかされるものと考えてよいだろう。父の方の年令は二名を除き、みな六〇

第7表 世帯主における父と子の関係

農家 番号	父の 年令	子の 年令	父と子 の關係	子の 兼業	戦後世 入者種 にたつ た種類
1	* 59	28	養子	なし	復員員
3	* 54	29	長男	なし	復員員
5	54	* 28	長男	なし	復員員
7	73	* 36	長男	なし	復員員
8	60	* 29	三長	なし	復員員
9	63	* 30	二男	なし	復員員
2	71	* 39	長男	なし	復員員
14	71	* 43	長男	職引	揚場員
15	* 63	28	三男	公務	引復員
16	60	* 29	三男	なし	復員員
20	70	* 45	長男	務建	兵役
24	* 60	38	養子	建築業	

〔備考〕 父子の年令に *を附けたのは世帯主であることを示す。

才以上で昔なら隠居してよい年令である。ただ一つの例外5番農家では、父がまだ五四才の壯年であるのにすでに子が世帯主になっているのは、父が婿養子として入籍相続したという特殊な事情があつたためと思われる。

ここで子が世帯主となるためには別に何才という制限がもちろんあるわけではないが、今度は逆にここにおける最低年令二八才以上でありながら世帯主でない者が四名ある。まずその代表的な例が24番農家の例で、子はすでに三八才であるのにまだすべてを父からまかされていない。父は六〇才でももちろん老境に入つたとはいえない

が、家の「実権」が父にあるのは、子が養子であるということもあろうが、子は建築業を営み農業には年間三分の一程度しか従事せず、父が農業専業であり、かつその主要な労働に従事し、経営上の実権は父にあるからであらう。他の三つの例では、いずれも農業の主要労働に従事しているのは子であつて、父である世帯主は補助的な労働に従事しているにすぎない。1番農家は養子であり、15番農家は三男で、実長子でない場合にはその地位を承継するのがいくらかおくれる傾向があるようである。両者とも、父は六〇才前後でまだ働きうる年令で、必ずしも労働から引退しななければならぬわけではない。残つた3番農家は、二九才の長男であるが一〇代の妹が三人あつて、まだ父の世代であるということと、何といつても父がまだ五四才の働きざかりであるからである。

はじめにあげた、子が世帯主になっている八戸のうち六戸は完全な專業農家で、すべて子が農業の主要労働に従事

しており、父は全く労働に従事しないか或いはしていても補助的な労働である。残る二戸のうち14番農家では子である現世帯主は職員勤務が主で、この家の農業労働の最も主な担い手は現世帯主の長男（一九才）である。世帯主の父も労働に従事するが年間半分以上で、実際の経営の管理責任者は現世帯主である。もう一つの16番農家も同じように世帯主である子は公職に勤務し、農業労働の主な担い手は妻および父になっている。

このように世帯主の地位が父から子にうつることは、農業経営権とともに財産管理権が子にゆずられることを意味する。さきにもべたように子に大体世帯主としての資格ができるようになると、父はまず、子に農業経営の面を一任する。子は作付計画から收穫にいたるまで経営を管理し、「家長見習」をやり、同時に、村や部落の会合にも父の代理（ときには家の代表）として出席するようになる。そしてそこに二、三年もたつと、農業の経営権もいままでの委任という形から、実質的にゆすりわたされることとなり、同時に財産の管理権もゆずられる。そして世帯主が父から子に変わり、子は農業経営権と財産の管理権をあわせ握る、名実ともに「家長」となる。

「家長見習」期間中は別として、経営権は子に一任されているが財産の管理権を父が握っているというのではなく、農業の経営権は財産の管理権ときりはなされてはいない。子が新しく「世帯主」として農作物の作付の計画管理をすれば、收穫物の販売、肥料の購入などの計画は全く子の権限内に入る。農機具或いは大家畜などの購入も子の意志によつて決められ、全般的に金銭の出し入れは子が管理する。財産の管理権を握ることは、金銭の出し入れ、物品の購入もしくは処分、或いは收穫物の販売などすべてを管理することである。では財産の管理について、世帯主の地位から退いた父が全く発言権がないかという点、すべてが子の独断にまかされているというわけではなしに、子が父に相談して決定されることが多い。それも土地家屋とか、特定の、金額の大きな物件以外の場合はいずれ問題にならない。

父の發言權の大きさは、父と子との年令にもよるが、父が自家の労働に従事している程度によつて決定される。

また、後に述べるように、土地家屋の所有權の名義変更はふつう行われず、協同組合の組合員についても同様である。父の名義のまま、子が一組合員として参加する。預金通帳も父の名義のまま、子が管理する。一方多くの場合、組合員である父の家族としての子の名義で、別個に預金通帳がつくられる。子の名義で通帳をつくることは必ずしも農業を承継する者だけに限らず、それ以外の子についても行われ、それが家の農業を承継しない子供たちが独立するための生計の資本となるわけである。それはまた後でふれることとして、父の預金も家の財産の一つとして、世帯主となつた子の管理のもとに入るわけであつて、その中から多額の金を出すようなときは、子が父に相談する。また父の通帳に残された金額は、或程度父が自分で使うことのできる分として留保されることがある。一般に、父が世帯主としての地位をひけば財産を管理する權限も責任もなくなるのだが、その後も父が財産の一部を留保し、自分自身自由に処理することのできるようにしておくことはしばしば見られるところである。

そのよい例は父が家業の一部を自分で独立して担当するという形であらわれている。それは5、8番両農家であつて、どちらも部落内では有数の養鶏農家で、それぞれ一五〇羽、四〇〇羽の鶏を飼養し、養鶏の作業が父の専門の仕事になつてゐる。もちろんこの人々は耕種の作業に全く従事しないわけではなく補助的に労働はするが、養鶏部内の管理が主であり、それも世帯主の指揮によらず或程度独立してやり、それによつて生ずる収入は父の裁量に全くまかされている。9番農家はこれとは一寸ちがうが、父が財産（現金）の一部を留保して、農業労働には全く従事せず、その現金を企業其他に投資してそれからの収入に依存している。このどれもがいわゆる「隠居仕事」ではあるけれども、まだ六〇才になるかならないか或いは六〇才をわずかこえたばかりの働きざかりではたとえ世帯主という地位を

子にゆずつてもまだまだ働けるということであり（七〇才をこした人々にはそれが無い）、それが二町程度前後の経営になると、たんに耕種作業における補助的な労働でなしに、それとは異つた別個の形であらわれてくるということができよう。

さて、こうして財産の管理権と経営権を父が子にゆずり、世帯主の地位が引きつがれることを生前相続Ⅱ隠居と考えてよいかどうか。この質問に対しては「隠居したのと同じだ」と例外なしにこたえるのである。経営と財産管理からの引退は、財産の「ゆずりわたし」なのであり、それは隠居として意識される。だがこういう行為をこの人々は隠居とはよばない。それは「法律がかわつて隠居がなくなつたから」なのであり、この行為を「何もかもまかせてしまつた」といい、それ以外の特別のよび方はしない。^{（註11）}

この「何もかもまかせてしまつた」時期、すなわち財産の「ゆずりわたし」の行われた時期は、八戸のうち一戸を除いてすべてが終戦後、昭和二二年から二五年の間である。従つて民法改正前後から行われたのであるから、もはや法律上の隠居相続は行われず、ただ一戸、12番農家が終戦後まもなく現世帯主が海外から引揚げ、隠居相続の届出を行つたにすぎない。戦前にゆずりわたしの行われた20番農家では、現世帯主が若くして八幡市へ出稼ぎにゆき、昭和二二年に帰農した当時三〇才で家業をついだが、法的な隠居相続の届出はなされていない。

この「ゆずりわたし」が昭和二二年から二五年に集中したのは、現世帯主がこの期間に家に帰つたことが大きな原因の一つである。八名中六名が戦時中家におらず、四名が復員、二名が海外からの引きあげで、みな終戦後一、二年の間に現世帯に入つている。だがそれだけでなしに「やはりこのように世の中がかわつたのだから、農業のやり手もかわつた方がよい」という考えが強く働いており、これが根本の原因であらう。そこに経営面や技術面に飛躍的な変化

をとげたとはいえないにしても、とくに戦後五ヶ年間にいろいろな変化が起つてゐる。自作農創設に伴う土地移動をはじめとし、経済事情の変動による商業的農業の促進は作物の種類にもいくらかの変化をあたえた。とくに乳牛の導入による経営の多角化への第一歩もこの頃からで、戦前には全く本部落に入つていなかった乳牛が昭和二二年で四頭、現在ではその四倍の一六頭になつてゐる。農機具の面からみても、電動機、動力脱穀機の台数は、それぞれこの四、五年の間に部落全体で二倍以上になつてゐる。そのほかに著しい変化は年雇の増加であつて、終戦直後に比して現在では二倍以上になり、部落全体で一九名を数える。

「ゆすりわたし」が行われて家産の管理権が移転しても、それは法律上相続の発生とはいえないし、当然に所有権が移転するわけではないので、土地移転の登記はなされないのがふつうである。一般に以前から、戸主が死亡して家督相続人が相続しても直ちに土地移転登記の手続はしない方が多く、死亡した父或いは祖父の名義の土地のまま耕作している事実はいくらでも見られたところである。ただ二、三男に分与するようなときはもちろん別であるが、今後新しい相続制度のもとに二人以上の子に農地が分けられるということになれば、登記は早く行われるであろうといふことは考えられる。ここでも「ゆすりわたし」が行われても土地移転の登記が行われた例は一件もない。ただ新に土地を購入するときに、推定家督相続人の名義で登記することは以前からあつたことで、ここでもさきの八戸のうち、現世帯主の名義で一〇才のところ（当時は推定家督相続人の地位にあつた）父が土地を購入している例が三件ある。そのほかに現世帯主が農業労働に従事するようになってから（ゆすりわたしが行われなくとも）、現世帯主の名義で土地が購入されている例はいくつもある。二八才以上の男子のある一二戸のうち一〇戸までは耕地の一部が子の名義になつており、特に注目されるのは、戦後の自作農創設により土地を購入した農家がこのうち八戸あるが、一戸を除い

て他はすべて子の名義で購入されていることである。

註11 石川県江沼郡南郷村では、農作業よりの引退を「仕事のおやじ」を譲るといい、家計をも含めた農業経営全体よりの引退を「財布のおやじ」を譲るというように、二者が明瞭に区別されている。中村治兵衛「農地相続をめぐる問題」、農業総合研究六の一收。

(2) 自家の農業を承継しない人々

前にとりあげた一二戸の農家は、世帯主としての地位が子にゆずられていると否とを問わず子のうち二人以上農業に従事しているものではなく、また農地を分け与えられて独立して農業を営んでいるものはない。(他の農家の養子となつた者は別である。)みなそれぞれ農業以外に生計の道を求めている。

ここで問題としなければならないのはこのような自家の農業を承継する者以外の相続人(子)に対してどのような財産の贈与が行われているかである。「何もかもまかせる」ことが実質的に生前相続であるからには、農業を相続しない子にも何等かの形で生前贈与が行われてよいはずである。そしてそれは必ずしも土地の分与という形はとる必要がなく、九百三條の場合にあてはまればよいわけで、これは実際に婚姻や養子縁組のための費用はもちろん、いくらかの資本をもらつて商業を営む場合とか、或いは義務教育より以上の学校にゆくための学資とか、そのほか独立「分家」するときに与えられるいくらかの財産など、一切が生計の資本としての贈与財産となるわけである。

問題として取上げる前に一つことわりがきをしておかねばならないことがある。それは相続人は「被相続人の直系卑属」(第八百八十七條)であつて「男」に限られるわけではない。(もちろん相続人は第八百八十八條及び八百八十九條の場合もあるわけだが、ここはそれに該当するものがない。)とくに第八百九十條は配偶者に相続権のあることを規定し、従来経済的に弱者であつた女子にも相続によつて男子と同等の財産的基礎を与えようとするのが民法改正

の大きな着眼点の一つであるから、女子の相続権を無視することはできないわけである。だがこの地で直系卑属である女子に土地が贈与されている例は、民法改正前後を通じて（旧法の推定家督相続人であつた者は別として）全くみられない。これは考えようによつては民法改正後も女子の相続権が確立されていないともいえるのだが、事実「他家に嫁する娘」に自分の所有地をそのまま分割することは少くとも現在では不可能であり、男子の場合とちがつて女子の場合には「どうかして独立させなければならない」とまで考えられていないこともまた事実であるようである。そこで女子の相続権の問題は配偶者の場合を含めて後で考えることにして、まず女子の場合を除外して男子の場合のみについて検討する。

そこでさきほどの一二戸のほかに、父の年令にかかわらず一八才以上の子（労働年令に達したと考えられるからである——以下男子だけをいう）の農家を取りあげる。だが子が二人以上ない場合は実際に財産を分ける問題は起らないので、子が一人しかない場合、或いは二人以上あつても早逝して現実に相続する者が一人しかない場合、および養子の場合を除外される。それと一八才以上の子が一人あつてもそれ以下の子がなお幼少である場合も除外しよう。そうすると、ここでとりあげられなければならない農家は、一八才以上の子が二人以上ある農家ということになる。さきの一二戸にもこれに該当しないものがでてくる。すなわち子が養子である1、24番農家、子が一人しかない5番農家は除かれるし、子に兄弟はあつたがすでに早逝して相続財産を分ける問題の起らない3、7、15番農家も除かれ、結局残りの六戸だけがここでとりあげなければならないわけである。そのほかにこの條件にかなう六戸がとりあげられ、合計一二戸を対象として検討してみよう。この場合いうまでもないことであるが、それらの子の兄弟が現在世帯におろうと分家していようとそれは問題ではない。

（第8表）

第8表 各農家における家族(男子)の状況

都市近郊における農家相続

農家番号	父	長男	二男	三男	四男	五男
8	60 農	[29] 農	×	19 (高)職, 大阪	17 職, 八幡	[29] 鉦, 志免
12	71 農	[39] (農) 農	[30] (中)商, 福岡			
14	71 農	[43] (農) 農	[41] (中)職, 門司	23 (専)職, 東京		
20	70 農	[45] 農	×	[39] 農, 和白	×	
4	57 農	○ 21 (農) 農	19 (農)職	17 (高) 農	×	
17	43 農	○ 22 (農) 農	20 農	18 職	14 職	11 志免
18	60 農	○ 20 (中) 農	18 (高)職		15 職	13 志免
16	60 農	(×)戦死	[33] 農, 古賀	[29] 農, 職	○	
26	70 農	(×)戦死	×	[35] 職, 福岡	×	
9	63 農	[34] 養子, 農	[30] 農	○		
21	55 農	○ [25] 立花	23 農	15 職		
30	59 農	○ [30] 農, 青柳	×	25 職	21 職	19 職

- [註] 1. 年令・学歴・現職業および現住地の順で示した。
 2. 数字は年令で[]は既婚者である。
 3. 学歴は義務教育より以上のものだけをあげた。
 (専)=専門学校 (中)=旧制中学校 (農)=農学校 (高)=新制高校
 4. 職業は次の略号に従った。
 農=農業 商=商業 職=会社員, 公務員等の職員勤務 労=賃労働 鉦=鉦業 二つあるものは兼業を示す。
 5. 地名は他出先で、地名のないものはすべて現在の世帯にいるものである。
 6. ○は世帯主を示し、ゴチック数字は他家の養子となつたものである。
 7. ×は死亡。

まず前掲第7表により長男が農業を承継した四戸(8、12、14、20番農家)から検討する。ここでは二、三男は全部他出して農業以外の職業に従事しており、既婚者はすべて分家(旧法による分家ではない)している。完全に分家独立した者とするでないものと同一に考えることはできないが、ここではいわゆる労働者になつた者は炭鉦の鉦員となつた者ただ一名しかない。あとは職員(会社員)勤務と商業で、商業の場合は本家Ⅱ父からいくらかの資本が与えられているし、職員勤務の場合には少くとも或程度(旧中等以上)の教育をうけている。いわゆる二、三男を無一物で他出させたのとは大分趣きを異にし、生計の資本という形で財産の贈与が行われているのを見ることができる。この階層の農家からは会社員が多いということは、いわゆる労働者に比しての職員の出身階層を物語る一つの例といえるものであらうか。

つぎに長男が農業に従事してはいるが、まだ二〇才程度で、世帯主はみな父（うち一戸は母——17番農家）である農家が三戸ある。（4、17、18番農家）。弟の中にまだ労働年令に達していない者もあるが、長男は農業に従業し、二男は職員勤務もしくは賃労働に従事し、農業には——農繁期は別として——全くいつてもよいほど従事しない。この三戸の経営耕地は二町八反、および一町四反二戸で、本人が農業に従事しなくとも必要な労働に事欠かないからだともいえるが、たとえば4番農家には年雇が一人入っており、労働力の配置からいうと一見矛盾しているようにみえる。この村においての年雇は、家族労働力の補充のためであつて、農業労働を全く年雇にまかせ世帯主は農業をただ管理するだけで他の産業に従事するという型の年雇ではないからそうに考えられるのだが、しかし年雇を入れて家族を出した方が利潤があげられるために、このような労力の配置がみられるわけである。と同時に、一、三男は何とかして農業以外の職業に従事させたいという気持が親にはあり、それは現在の経営規模が大体適正で、農地を細分化したくないという考えとうらはらをなすものであろう。

つぎに長男が死亡したためにそれ以外の子が農業を相続もしくは農業に従事している例をみよう。16、26番農家がそれで、16番農家は長男がすでに農業に従事していたのが、昭和二〇年に戦死した。二男はすでに隣村の農家に養子となっており、家にあつた三男がそのあとをついだわけである。長男には妻と一子があつたが逆縁婚が行われ、土地財産を分けるような問題は別に起つていない。26番農家は二、三男があるのにも拘わらず、農業を相続しているのは養子である。これは戦前に長男が農業に従事し、ほかに二人の弟があり、一人は他家の養子となつて福岡市にゆき、今一人も近村に他出し、どちらも農業以外の職業に従事していた。ところが長男は昭和二〇年に戦死し、その後不幸にして分家した弟も昭和二三年に死亡した。養子となつた弟は養家の事情もあつて家に帰らず、改めて本家筋から養

子を迎えたわけである。長男には妻と一子があつたが、これは別居して別に土地が分けられてはいない。

最後に残つた三戸（9、21、30番農家）はみな長男が健在でありながら他出し、二男または四男が農業承継人となるか或いは自家の農業に従事している。そのうち21番農家の長男はいま述べた26番農家に養子にいつたのであるが、父の兄弟の養子となつたのであり、しかも昭和二十四年のことであるから形式上別に問題は起らない。9番農家はすでにふれておいたが、昭和一五年にわざわざ長男を形式的に廃嫡して隣村の農家の養子にしている。30番農家は戦後昭和二五年に長男が分家している。この分家がずっと前に分家のところであげた32番農家である。ここに、どちらかといえば長子相続にこだわらない——もつと極端に言えば、進んで長男を他に出すような——このあたりの慣習がみられる。30番農家は長男は分家独立していくらかの土地が分けられ、三男は養子として他出、世帯主である父の補助として農業に従事しているのは四男である。長男からつぎつぎに他出分家してゆく点ではさいごの三つは共通しているが、これがここに「均分」相続の一つの新しい形が見られると思うのである。

それはこうである。32番農家はこの部落ではもちろん、全村でも経営耕地はもつとも少い方であるし、また本家にあたる30番農家と合計しても耕地はほぼ一町を上まわるにすぎない。耕地を分割しても十分農業をやつてゆけるというほど余裕があつたとは考えられないし、むしろ極端な細分化の適例だとさえいえる。にもかかわらず耕地を分けることができたのは、本家にあたる30番農家が兼業農家で世帯主（分家した32番農家世帯主の父）および四男は農業のほか建築業を営んでおり、農業収入は全収入の六割を占めるにすぎず、農業以外にも収入の道を見出すことができるからだといふことができる。もしこれが一町ばかりの耕地を耕作し、ほかに何の副業もなく農業専業であつたならば、耕地を分割することは不可能ではないにしても非常に困難であつたにちがいない。少し極端ないいかたをすれ

ば、是が非でも土地にしがみついて農業をやつてゆかなければならないと考えていない人たちなのであり、自分の耕地は少くとも自家の飯米を獲得できれば、あとの収入はむしろほかの方面に依存しようという考え方がこの人たちにあるのである。分家した32番農家を見るとなおこの面がはつきりしてくる。つまりわずかな耕地は自家飯米獲得の手段で、現金収入の多くの部分を農業以外の所得に依存しているわけである。いずれにしても農業生産に全生計を依存しているわけではなく、もし経営面で行詰るようになれば、技術の改良を行うというよりも、おそらくは耕作を放棄して賃労働者化するか、もしくは専ら他の産業に従事するであろうと考えられる人たちである。

この分家のかたちは、耕地の少い兼業農家における均分相続の一つの行き方を示すものであると同時に、いわゆる「土地をもつ労働者」^(註12)の発生のかたちでもある。また必ずしも耕地の少くない農家であつても、現在の経営規模に大きな変化を与えない限り、耕地の一部分を自家の農業に従事しない子に与えるということも考えられる。どちらの場合でもこの分けられた耕地は生計を維持するためのすべてではなく、自家の飯米を得るための手段であつて、賃労働そのほかの兼業によつて生計を立てることが條件である。そうして零細な土地をもつ「自給農家」や「土地をもつ労働者」が、今後このような都市の近郊ではとくに相続を一つの契機として、増加するであろうということが考えられる。

問題として残しておいた女子の相続権については、結論からさきにいえば、男子のそれとは非常にちがつており、第一に耕地の移転とは無関係であり、きわめて形が限られている。配偶者である妻の場合には、相続権が確立されていないということはできないにしても、まだ具体的にとらえることはできない。そこで妻の場合は別として、まず義務教育を終えて現在家にいる女子（従つてみな未婚者である）一六名についてみると、農業労働に従事している者は

六名あるが、みな補助的な労働であるし、耕地の一部について耕作の管理がまかされている例は一件もない。したがって少くとも女子に土地が贈与されるであろうことは推定することができない。一般的な贈与は、婚姻の費用もしくは生計の資本としての学資である。つづいてこの一六名のうち、八名が義務教育より以上（旧制高等女学校または新制高校）の教育をうけており（うち三名は在学中）、その人たちの家庭は経営耕地面積の大小とは必ずしも関係しない。民法改正後、婚姻により他出した女子が八名あるが、いずれも婚姻に際して相当の費用を支出してもらっている。ごく最近の例では二町程度の耕地をもつ農家で婚姻の費用として最低一〇万円程度が支出されている。ほかに必要な調度品の準備がされているし、絶対量に多寡の差はあつても、いうに足らない支度金で縁付いているということはない。したがつてはじめに形が限られているといつたのは、女子の場合、できれば義務教育より以上の教育をうけさせ、その課程を終了してからは、洋裁を習わせ傍ら家事労働或いは農業の補助労働に従事させもしくは通勤できる範囲内で会社などに勤務させる。そして婚姻の際はそれ相応の準備をしてやるという一般の慣習以外の例は見られない。この学資或いは婚姻のための費用が生前贈与である限り、女子も相続財産の前わたしをもらつているといえるのだが、それが必ずしも相続権として十分に意識されているとはいえない。

これまで自家の農業を相続しない人の場合について、相続財産の前わたしとして生前贈与がどのように行われているかを見てきた。現在すでに独立分家している者（婚姻により他出した女子も含む）に対しては、それぞれの形で生前贈与が行われている。女子の場合には学資又は婚姻のための費用という限られた形の贈与であるが、男子の場合にはそれ以外のかなり巾の広い形——商業を営むための資本とか、新に家屋を購入してやるとか——で行われている。そしてこの贈与が行われたのは（学資は別として）、大部分が婚姻又は分家するときである。あたかも厄介者を出すよ

うに無一物で二、三男および女子を出しているような事例は、少くともこの範囲では見られない。

一方、まだ独立別居せず家にいる未婚の人々には、学資という形以外では贈与が行われたと見ることはできないが、いずれも自家の農業以外に生計の道を見出しており、別居他出する道が保障されている。すなわち他の職業に従事しその収入による蓄積と、父からの財産の贈与とによつて分家の財産的基礎とするのであつて、いままでに分家独立した者もこの道をとつており、この人々も全く同じ道をとるであらうということは容易に考えられる。そしてすでに述べたように、学資や独立するための生計の資本としては、本人がまだ幼少のころから、多くは親が積立てた本人名義の預金が大きな役割を果すのであつて、これは半数以上の農家に見られ、子の名義の預金のない場合は、別居独立するときに親の預金からいくらかが贈与される。

おわりに一つつけ加えておかなければならないことがある。それは相続税の影響である。相続法の改正により相続税法も当然に改正されたが（昭和三年法律第八十七号）、なお被相続人が有した相続財産の全部を対象として課税していたのを、昭和二五年法律第七十三号により、相続によつて財産を取得した個人に、取得した財産全部に対して課税されることとなつた。昭和二五年改正以前は、一人で相続しようとか何人で相続しようとか相続税額には変りはなかつたが、それ以後は数人の共同相続人がそれぞれ相続財産を取得すれば、それぞれについて控除があるから課税額は少くなり、計算の如何によつては全く免除されることもあるので、多額の税金を回避するためには、できるだけ相続人が共同又は分割相続する方が有利であることになる。したがつて相続税が或程度相続財産の分割を促進するわけであるが、財産が或程度動産化されているこの農家では、相続財産を分割することは比較的容易であり、相続税に対抗する手段としても、農業を承継しない相続人にいくらかの財産が実際に分け与えられてゆくであらう。

四、新しい相続制度に対する農家の人々の考えかた

新しい相続制度が農家で行われるかどうかということは、客観的な条件とともに農民自身の主体的な認識もしくは意志が必要であるので、この制度に対する農家の人々の考えかたをきいてみた。ただ理解のしかたやこれに対する態度は、世帯主と長男或いは二、三男とではそれぞれちがうであろうから、一律に世帯主に対して新しい相続制度に対していくつかの意見をたずねた。総戸数の三分の一にあたる一〇戸からしか解答がえられなかつたが、五反から三町までの各経営階層に亘っているもので、それぞれの条件における農家（世帯主）の考え方をおおむね代表していると考えてよいであろう。

新しい相続制度——すなわち均分相続——を全く知らないという者は一人もなく、理解の程度やしきたのちがいはあつても、みな新しい相続制度を知っており相応の関心をもっている。一〇名のうち新しい制度に対する反対者は一名で、その理由は「日本農村の实情に即さない」(六一才)というのである。余り「均分」という文字にとらわれすぎているように思われるが、耕地が七反余で他に兼業もなければ、耕地を分割する(と思われる)制度には賛成できないのが当然であろう。だから「土地は全部長男にやつて、二、三男はその希望、特質を考えて農業以外の職業につかせたい」と考えている。他はすべて賛成でその理由は「親として長男以外の子の生活も安定させてやりたいという気持が当然で、そのために学資とか(生計の)資本としていくらかなりと分けてやることができるから」新しい相続制度はよい、という深い理解をもつものが殆どであつた。だから観念的でなしに「主人に不幸のあつた場合に妻の生活が保

障される」、「必ずしも長男が農業をつぐ必要はない、適任者であればよい」という意見が生まれてきている。とくに「いままでは跡取りといつて長男第一で、長男以外には用がないような態度であつた。自分もその一人であつた」（二八才）という、過去の長子単独相続制に対するきびしい批判として、新しい制度に対する賛成の理由が述べられているのは注目しなければならないであろう。（これは長兄が死亡したために自家の農業をついだ三男である。）賛成者の場合でも長男（でも誰でもよい、最も適當である男子の一人）に農業を承継させ、それ以外の子は農業以外の職業につくことを望んでいる。

新しい相続制度に対して反対する者も賛成する者も、少くとも現在程度の経営を維持してゆきたいという気持には変りないようで、賛成する者も全くの放任主義はない。だが農業を承継しない子に対して、二町程度或いはそれ以上の耕地を有する農家では「充分に勉強させて一定の生活のできる範圍まで援助してやりたい」、「いくらかの財産をやつて生活のたしにしてやりたい」と考えているが、一方一町程度或いはそれ以下の耕地を有する農家では、ただ「町に出して会社や工場に勤めさせて一人前にしたい」とだけいい、学校とか資本とかが必ずしも必要な條件となつてはいない。この差は決して新しい制度に対する肯定と否定、或いは肯定の程度の差をあらわすものではない。また三〇才位の若い世帯主でも「新しい制度は新しいが故に是なり」というような観念的な意見はないが、やはり六〇才をこえた者は一そう実感的であるのは当然であらう。

全体として新しい相続制度に極めて肯定的であり、子はひとりひとりそれぞれ独立させることを望んでいる。であればこそ「財産の前わたし」として生前贈与が意識され、生前に自分の財産をそれぞれ子に分与するのである。またこのことは扶養の問題と切はなして考えることはできない。老後誰の世話になるかは非常に重要な問題で、財産を分

与するには必ず考えられることだが、ここでは二、三の例にあつたように老後も——生理的に可能な限り——いわゆる隠居仕事として経営の一部門或いは別の面でいくらかの収入を得て直接経済的な負担をかけずにすむことのできる農家では、せまい土地にしがみついていかなければならない農家よりもはるかに深刻ではない。また二男とともに分家して二男に扶養された例もあるように、この村の農家の経済的條件は余り長子相続にはこだわらなかつた方であるし、加えて他の産業に従事する機会の多いこの土地では「必ずしも長男が農業をつがなくてもよい」ということが肯定の一つの理由になつたと考えられる。父が望み子が欲する誰か一人が農業を承継すればよいので、それ以外の子には親としてできるだけのこと（援助^{II}いくらかの財産の贈与）をしてやつて、そして独立して生活することができればこの上ないしあわせであり、その限りに於てはこの人々は進んで新しい相続制度を支持しようとするのである。

二、三男或いは女子から、新しい相続制度に対する考えを全体に亘つて聞く余裕をもたなかつたが、二、三聞いた限りでは「二、三男も財産をいくらかもらつて独立しなければならぬ」とか、「主婦にも相続財産をもらう権利がある」ということを聞かされるし、そういうことは殆どが知つてゐることである。しかしこの考えが具体的にどう形にあらわれているかはまだ明らかでないが、従来権利の上で弱者であつた二、三男や女子に、新たに「与えられた」権利をそのまま埋もれさせることは、この「近代的な」農民の意識が許さないのである。

〔附註〕 この世帯主に対する質問というのは、新しい相続制度についていろいろの考えかたをきくため、アンケートとして全村に配布したものであるが、回収されたものは約半数あつたにも拘らず、不備なものを除いたので残つたのは全体の三分の一であつた。かたんに新しい相続制度の趣旨をのべてこの制度に対する意見を求めた。これに対する理解のしかたは必ずしも一様ではなかつたが、全村的に賛成論者は半数余りであつた。だから九割までの支持率を示したこの今在家部落は、必ずしも村全体の傾向ということではない。

あとがき

新しい相統制度のもとにおける相統発生の具体的なケースについては、はじめに云つたように得ることができなかつたので、いままでの調査報告について一応のまとめをつけておこう。

すでにのべたように新しい相統制度は農家には適さないという考え方が強いし、たしかに法律民主化の線にそうて新に立法された「進歩的」な相統法も旧來の慣行の下に敗北したかのように見えるし、事実そのような事例はいくらでもある。だが新しい相統制度と相容れないのは決して単なる伝統習俗の力ではなく、従來の農家の生産様式そのものなのである。すなわち、零細な経営をそのまま維持させ、近代的な商工業に対して比較にならぬほど低い利潤しかあげることのできない農業のおかれた地位、二重にも三重にも農民から収奪しようとする社会秩序そのものである。自由・平等を基本とする実定法としての新しい相統法と、現在の社会における農業の生産関係との間に存在する矛盾なのである。

法律さえかえれば、規則さえつくれば、制度・様式もかわると考える単純な人間はいない。農業における生産関係をそのままにして法律だけを新しいものにしたところに生じた矛盾に、新しい相統制度はあえなく敗北しているのは事実だろう。だが一面、いままで見たように、この矛盾を克服して、新しい相統法が生きた実定法としての拘束力をもつている農村もある。もちろん、全国的には数少い例ではあるかも知れないが、このように進歩の面を無視して、一様に「農村には適しないのだ」という考えかたに対しては反対しないわけにはいかないのである。

それは、農家の財産を分割することが可能であるからで、直ちに経営の零細化を招くことにはならないからであ

る。一戸当りの耕地の比較的大であることは地理的條件と相まつて、経営の多角化と商業的農業の發展が促進される。消費市場に近いこの土地では、直接市場を対象として商品作物の栽培がなお盛に行われるであらう。そしてそれによる収入が動産としての相続財産となる。そしてこれらの相続財産は農業資産以外の現物もしくは金銭の形で分与されることが可能である。また商品作物の栽培が盛んになることは、必ずしも従来のような広大な耕地を必要としなない。この点水田地帯であるこの部落は畑地の多い地帯に比して幾分不利ではあるが、なおそれでも耕地を分割することは必ずしも困難であるとはいえない。そこで第一に、このような商業的農業の發展は新しい相続制度の行われうる基礎になり、同時に新しい相続制度が行われるためには、商業的農業の發展が促進されなければならないということが考えられる。

都市の近郊にあることは同時に他産業に従事する機会に恵まれていることになる。したがつて自己の生計の道を農業以外に見出すことが比較的容易であつて、必ずしも土地にしがみつく必要はないわけである。だが労働市場が近く、また失業の恐怖がないわけではない状態の下では、全く家郷をはなれ、見捨ててしまう必要もないわけで、そこにいくらかの「耕地」をもっていることはやはり望ましいことにちがいない。また農家の兼業が盛んになると農業が副次的なものとなるものがあらわれてくる。しかも前にのべたように耕地の分割が必ずしも困難ではない。そこで第二に、新しい相続制度は「土地をもつ労働者」もしくは「農業以外の職業を主とする自給農家」を増加させる要因となるであらうということが考えられる。

最後に、「新しい相続制度がどう活かされてゆくか」という問題に一応の見通しをつけておかなければならない。まず「均分」の名のもとに土地を劃一的に細分化してしまうことは起りえないだろう。自家の農業を承継する相続人は

一人に限られる——あえて長男とは限らない——が、それ以外の相続人は相続を放棄するのではなくて、耕地およびそのほかの農業資産は一括して一人が承継し、そのほかの相続人はそのほかの動産を承継する。或いは一人が耕地の大部分を承継して、ごく一部が他の相続人に分与されるという形で財産の分与が行われるであろう。

もちろん財産の分与も文字通りの「均分」ではなく「不均分」であるかも知れない。またここにもいくつかの矛盾がないわけではない。すなわち、いくつかの農家に見られる年雇経営の問題や、「土地をもつ労働者」の増加することが果してどういうことを意味するものであるか、非常に問題のあるところであろう。だがそれにもかかわらず、新しい相続制度がこのような都市近郊では現実に行われてゆくことを示しているし、同時に商業的農業の発展、さらに農村の民主化の一つの手段として、新しい相続制度は活かされなければならないと考えられるのである。

(研究員・九州支所)

附記

本稿をまとめるにあたって、九州大学法学部長青山道夫教授にいろいろ御指導を頂いたことと、青柳村役場田代秀喜氏からいろいろ御協力して頂いたことを附記して、ここに厚く御礼を申し上げます。(一九五二・一二)